

埼玉県医療的ケア児等支援専門職アドバイザー制度設置要綱

(趣旨)

第1条 県は、医療的ケア児等支援センター・地域センター（以下「地域センター」という。）及び市町村等が実施する医療的ケア児等とその家族等への相談支援等のうち、専門的見地からの助言や関係機関との調整等を必要とする事案を支援することを目的として、専門職アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

(職務)

第2条 アドバイザーは、地域センター及び市町村等が行う医療的ケア児等支援に関し、専門的見地からの助言等を必要とする場合、以下の職務を行う。

- (1) 医療的ケア児等及びその家族への助言及び訪問支援等
- (2) 学校への助言及び訪問支援等
- (3) 保育所、幼稚園等就学前通所施設への助言及び訪問支援等
- (4) 障害児通所支援事業所及び障害福祉サービス等事業所への助言及び訪問支援等
- (5) 市町村への助言及び訪問支援等
- (6) 医療的ケア児等支援に関する関係機関との調整等
- (7) その他、県が医療的ケア児等支援に専門職の助言が必要と認める事項

(登録)

第3条 県は、医療的ケア児等への専門的な知見や豊富な支援実績のある以下の者をアドバイザーとして登録する。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) 保育士
- (4) 学校(教育)関係者
- (5) 医療的ケア児等コーディネーター
- (6) その他医療的ケア児等支援に必要な者

(対象)

第4条 本制度の対象は、地域センター及び市町村のほか、第2条に規定する医療的ケア児等支援機関等（以下「支援機関等」という。）とする。

(助言等の内容)

第5条 助言等の内容は、助言を受ける地域センター、市町村及び支援機関等が医

療的ケア児等への支援において課題解決に向けた対応及び検討を行うために必要な事項とする。

(手続き)

第6条 アドバイザーの派遣を希望する地域センター、市町村及び支援機関等は様式1により県へ申請する。

2 県は、前項による申請を審査し、アドバイザーの派遣を決定した場合には、様式2によりアドバイザーに依頼する。

3 市町村及び支援機関等がアドバイザーの派遣を受ける場合、原則として地域センターの相談員が同席するものとする。

4 アドバイザー派遣の内容については、個人情報等を除き、原則公開することとする。

5 第4条に規定する対象者へのアドバイザーの派遣回数は、1事案につき原則年1回とする。ただし、集中的な支援が必要な場合はこの限りではない。

(費用)

第7条 県は、アドバイザーに対して、予算の範囲において助言等に伴う謝金を支給する。

2 県は、第8条の報告を受けた後10日以内に、アドバイザーに対し、予算の範囲内で謝金を支払う。

(報告)

第8条 アドバイザーの派遣を受けた地域センター、市町村及び支援機関等は、派遣を受けた日から10日以内にその実施結果を様式3により県へ報告する。

(秘密の保持等)

第9条 アドバイザーは、本要綱に基づく一切の業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は当該業務の履行以外の目的に利用してはならない。当該業務が終了した後においても同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、障害者支援課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日より施行する。